

静岡県立大学薬学部同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立大学薬学部同窓会（通称、静薬学友会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と学識および職能の向上を図るとともに、静岡県立大学薬学部の発展に貢献し、あわせて社会に寄与することを目的とする。

(本部および支部)

第3条 本会の本部は、静岡県立大学薬学部内に置く。

2 支部は、理事会の承認を得た上、各地に置くことができる。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行および会員名簿の作成
- (2) 会員相互の親睦並びに知識の向上（講演会、研究会を含む）に関する事
- (3) 静岡県立大学薬学部の教育および研究の発展への支援に関する事
- (4) 薬学、薬業の振興に関する事
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

- ① 静岡女子薬学校卒業生
- ② 静岡女子薬学専門学校卒業生

- ③ 静岡薬学専門学校卒業生
- ④ 静岡薬科大学卒業生
- ⑤ 静岡薬科大学大学院修了生
- ⑥ 静岡県立大学薬学部卒業生
- ⑦ 静岡県立大学大学院薬学研究科修了生
- ⑧ 静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府修了生（ただし、薬学専攻、薬科学専攻および薬食生命科学専攻に限る）

(2) 学生会員

- ① 静岡県立大学薬学部在学生
- ② 静岡県立大学大学院薬学研究科在学生
- ③ 静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府在学生（ただし、薬学専攻、薬科学専攻および薬食生命科学専攻に限る）

(3) 特別会員 次のとおり。ただし、正会員であるものは除く。

- ① 静岡県立大学薬学部および同大学院の現職員および旧職員
- ② 静岡薬科大学および同大学院の旧職員
- ③ 静岡薬学専門学校、静岡女子薬学専門学校および静岡女子薬学校の旧職員

(4) 賛助会員

本会の目的に賛同され、理事会で承認されたもの

(会員の義務)

第6条 会員は、会則第2条の趣旨に則り、会長および総会の要請に応じ、本会の事業にできる限り協力しなければならない。

- 2 会員（学生会員を除く）は、別に定めるところにより、維持会費を納めなければならない。ただし、学生会員は、入学と同時に入会金を納めなければならない。
- 3 会員は、氏名、住所、職業など身上に異動があった場合には、遅滞なく事務局に報告しなければならない。

第3章 役員

(役員の構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 本部

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名 ただし、1名は薬学部の現職教授とする。
- ③ 理事 30名以内
- ④ 評議員 若干名（各学年代表とする）
- ⑤ 監事 2名

(2) 支部

- ① 支部長 1名
- ② 幹事 若干名

(役員の選任)

第8条 役員の選任方法は、次のとおりとする。

(1) 本部

- ① 会長 理事会において正会員の中から選任し、総会の承認を得る。
- ② 副会長、理事、評議員 正会員の中から会長が指名する。
- ③ 監事 総会において、正会員の中から選任する。

(2) 支部

- ① 支部長 支部会員の中から互選する。
- ② 幹事 支部会員の中から支部長が指名する。

(役員の責務)

第9条 役員の責務は、次のとおりとする。

(1) 本部

- ① 会長 本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

③ 理事 会務を執行する。

④ 評議員 会務の執行を支援する。

⑤ 監事 本会の会務および会計を監査する。

(2) 支部

① 支部長 支部を代表し、支部を総理する。

② 幹事 支部の会務を執行する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、役員は、その任期満了後も後任者を選出されるまでは、なおその職務を行う。

- 2 本会に名誉会長および顧問を置くことができ、総会において承認する。役員の承認および辞任に関する届けは会長に該当者が提出し、会長は書面をもって理事会に附議する。案件は理事会の議決を経た後、処理する。

第4章 会議

(会議の構成)

第11条 会議は、総会、臨時総会、理事会、評議員会、各種委員会および支部総会とする。

(総会)

第12条 総会は、年1回開き、本会の運営に関する報告および理事会で決定した重要事項を附議する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 収支決算および予算に関すること
- (2) 事業に関すること
- (3) 会則の改正に関すること
- (4) その他、理事会で必要と認めたこと

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員100名以上が連署して総会の招集を請求したときに開催するものとする。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事および監事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の過半数から請求のあったときに開催するものとする。
- 3 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会附議案に関すること
 - (2) 本会細則に関すること
 - (3) その他、必要と認めたこと

(評議員会)

第15条 評議員会は、会長が必要と認めたとき、または評議員の過半数から要求のあったときに開催するものとする。

- 2 評議員会は、次の事項を評議する。
 - (1) 会長から附議されたこと
 - (2) その他、必要と認めたこと

(各種委員会)

第16条 本会の事業を遂行するために各種委員会を置く。

- 2 委員会は、総務委員会、予算委員会、会報委員会、生涯研修委員会、教授会対応委員会、支部対応委員会および理事会で必要と認めた委員会とする。
- 3 委員会の委員は、正会員の中から会長が指名する。

(支部総会)

第17条 支部総会は、2年に1回以上開催し、その結果を、文書をもって本部に報告しなければならない。

- 2 支部総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 支部の運営に関すること
 - (2) その他、必要と認めたこと

(議決)

第18条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長が決する。

(議長)

第19条 理事会の議長は、会長とする。その他の会議の議長は、出席者の中から互選する。

(会議への出席)

第20条 会長は、各会議に出席することができ、また、必要と認めるときは、当該役員、または委員以外のものを出席させることができる。ただし、これにより出席したものは、議決には参加できない。

第5章 表彰および慶弔

第21条 表彰および慶弔に関しては、別に定める。

第6章 会計

(会計)

第22条 本会の経費は、入会金、年会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 入会金は、入学時に納入し、年会費は、卒業後、各年度毎に納入する。ただし、年会費に代えて、10年会費、または終身会費を納入することができる。

(1) 入会金 40,000円

(2) 年会費 2,000円

(3) 10年会費 20,000円

(4) 終身会費 50,000円

3 特別会員の年会費は、理事会の議決により会長が定める。

4 賛助会員の年会費は、理事会の議決により会長が定める。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

第24条 予算および決算報告は、予算委員会において作成し、総会の承認を得る。

(特別会計)

第25条 本会に特別事業積立金として特別会計を設ける。

- 2 本特別会計は、寄付金および広告などの臨時収入をもってあて、事前に総会の議決を経なければ使用することはできない。

第7章 会則の改正

第26条 本会則の改正は、総会の決議によらなければならない。なお、改正の効力は、採択された翌日から発生する。

第8章 その他

(簿冊)

第27条 本会の運営のため、次の簿冊を備える。

- (1) 会議録
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会員名簿
- (4) 会則などの規程類

(事務職員)

第28条 本会に運営に必要な職員を置く。

- 2 職員の任免、給与および執務に関し、必要な事項は理事会の議を経て会長が定める。

(細則)

第29条 会則に定めのない事項については、細則をもって定める。

(付則)

本会則は、昭和55年4月1日より施行する。

昭和58年6月25日改正

昭和61年8月2日改正

平成3年2月17日改正

平成14年5月12日改正

平成15年5月11日改正

平成21年5月24日改正

平成24年12月9日改正